

67—01 P

特許異議の申立ての理由・申立てのできる期間**1. 特許異議の申立て**

- (1) 何人も、特許が特 § 113 各号のいずれかに該当することを理由として、特許異議の申立てをすることができる。
- (2) 二以上の請求項に係る特許については、請求項ごとに特許異議の申立てをすることができる（特 § 113）。
- なお、全ての請求項に対して特許異議の申立てがあったときは、請求項ごとに申し立てられたものとして取り扱う。
- (3) 特許権消滅後の特許については、特許異議の申立てをすることはできない（→67—11）。

2. 特許異議の申立ての理由

特許異議の申立ての理由は、特 § 113 に規定された理由に限られ、これ以外を理由とすることはできない。

(1) 特 § 113 に規定する特許異議の申立ての理由

- ア 第 1 号関係 新規事項違反（外国語書面出願を除く）（特 § 17 の 2③）
- イ 第 2 号関係 外国人の権利享有違反（特 § 25
特許要件違反（特 § 29、 § 29 の 2）
不特許事由（特 § 32）
先後願違反（特 § 39①～④）
- ウ 第 3 号関係 条約違反（特 § 113 三）
- エ 第 4 号関係 記載要件違反（特 § 36④一、⑥（四号を除く））
- オ 第 5 号関係 外国語書面出願の原文新規事項違反（特 § 113 五）

(2) 拒絶理由との関係

特 § 49 に規定された拒絶理由のうち、形式的事由（シフト補正（特 § 17 の 2④、 § 49 一）、記載要件のうち委任省令違反（特 § 36⑥四、 § 49 四）、出願

の単一性違反（特 § 37、 § 49 四）、特 § 48 の 7 の通知後の文献公知情報記載違反（特 § 36④二、 § 49 五））及び権利帰属に関する事由（共同出願違反（特 § 38、 § 49 二）、冒認出願（特 § 49 七））は特許異議の申立ての理由とはされていない。

(3) 無効理由との関係

特 § 123①に規定された無効理由のうち、権利帰属に関する事由（共同出願違反（特 § 38、 § 123①二）、冒認出願（特 § 123①六））、及び特許後の後発的事由（特許後の後発的事由による外国人の権利享有違反及び条約違反（特 § 123①七）、訂正要件違反（特 § 123①八））は、特許異議の申立ての理由とはされていない。

3. 特許異議の申立てのできる期間

何人も、特許掲載公報発行の日から 6 月以内に限り、特許異議の申立てをすることができる（特 § 113 柱書）。

この期間外になされた特許異議の申立て、及び、この期間内であっても特許権消滅後になされた特許異議の申立てについては、補正により是正することのできない不適法な申立てであるとして、合議体は決定をもって特許異議の申立てを却下する（特 § 120 の 8①→特 § 135）（→67—04、67—11）。

4. 出願書類等の閲覧

設定登録された特許出願のファイルに記録された事項（出願書類等）について、特許掲載公報発行の日から 1 年以内は無料で閲覧できる（特例法 § 40①二、手数料令 § 5②）。

（改訂 H30.9）